

# アメリカの憲法裁判制度

## 【連邦裁判所体系】

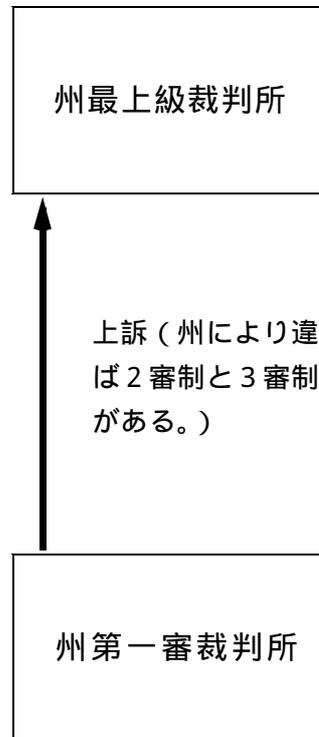
連邦制定法によって認められた  
事件・争訟を管轄



## 【各州裁判所体系】

州法に関する事件等を管轄

裁量上訴（連邦法上の問題を  
含む事件）



上訴（州により違い（例え  
ば2審制と3審制の違い）  
がある。）

いずれも具体的争訟の解決に際して、その解決に必要なが生じたときのみ憲法判断を行う（具体的、事後的審査制）  
（1803年のマーベリー対マディソン事件判決により確立された判例法理）